

指定居宅サービスを提供するうえでの留意事項

3. その他の留意事項について

- ・介護サービス情報の公表制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- ・災害時情報共有システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・生産性向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
- ・介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項・・・・・・・・ 6
- ・介護保険と障害福祉の適用関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・高齢者虐待防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9
- ・大阪府障がい者差別解消条例の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～12
- ・安全運転管理者制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・STOP！ながらスマホ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～15
- ・介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添いについて
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～18

介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度とは、介護サービスの利用者やその家族等が適切にサービスを選択できる機会を提供するために、介護サービス事業者から報告があった事業所・施設の情報を、国がインターネット上で提供する「介護サービス情報公表システム」において公表する制度です。

介護保険法第 115 条の 35 により、介護サービス事業者には報告の義務が課せられています。

ここでは大阪府の取扱いを紹介しています。

政令指定都市（大阪市、堺市）に所在する事業所、施設については、両市が情報公表事務の権限を有していますので、取扱いが異なることがあります。

■ 介護サービス情報の公表対象事業者

介護サービス情報の公表は、毎年度、大阪府が策定する計画に基づき実施されます。報告対象事業者は、自らの責任において適正な報告を行う必要があります。

【報告対象事業者】

- ① 計画に定める基準日前の 1 年間において、提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が 100 万円を超える事業者
- ② 新規に指定又は許可を受けて介護サービスの提供を開始する事業者

■ 情報公表手数料

1 サービスにつき 2,000 円の手数料が必要です。
大阪市、堺市も同額です。（令和 4 年 4 月現在）

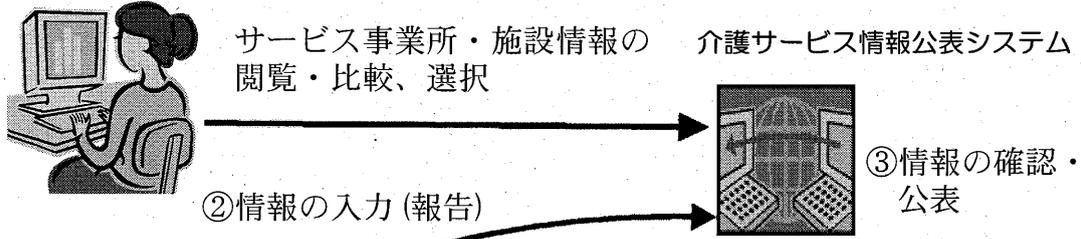
■ 公表事務の流れ

- ① 7 月から 10 月にかけて順次、大阪府指定情報公表センターから報告対象事業者へ、情報を入力するために必要な ID・パスワードを記載した通知文書、手数料の払込票等を送付します。
- ② 報告対象事業者は、公表システムにログインし、情報を入力し、期限までに報告を完了します。併せて、送付された払込票により、コンビニで手数料を納付します。
- ③ 指定情報公表センターでの手数料の入金及び報告内容の確認が完了すると、公表システム上で報告内容が公表されます。

※報告対象事業者には通知文書が送付されますので、届かなかった事業者は報告する必要はありません。ただし、指定情報公表センターに自ら申請し、手数料を納付することにより、公表システム上で介護サービス情報を公表することができます。

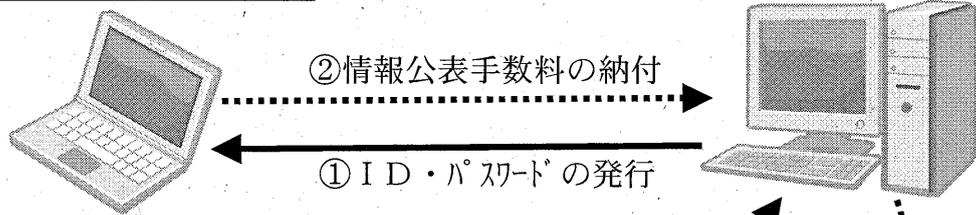
介護サービス情報の公表の流れ

利用者及びその家族等

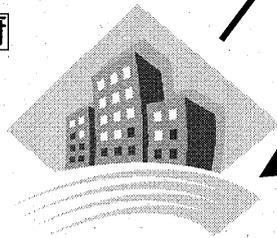


大阪府指定情報公表センター (民間事業者)

介護サービス事業者



大阪府



公表事務の委託

公表手数料の払込み

詳しくは大阪府のホームページを御覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kohyo_top/index.html

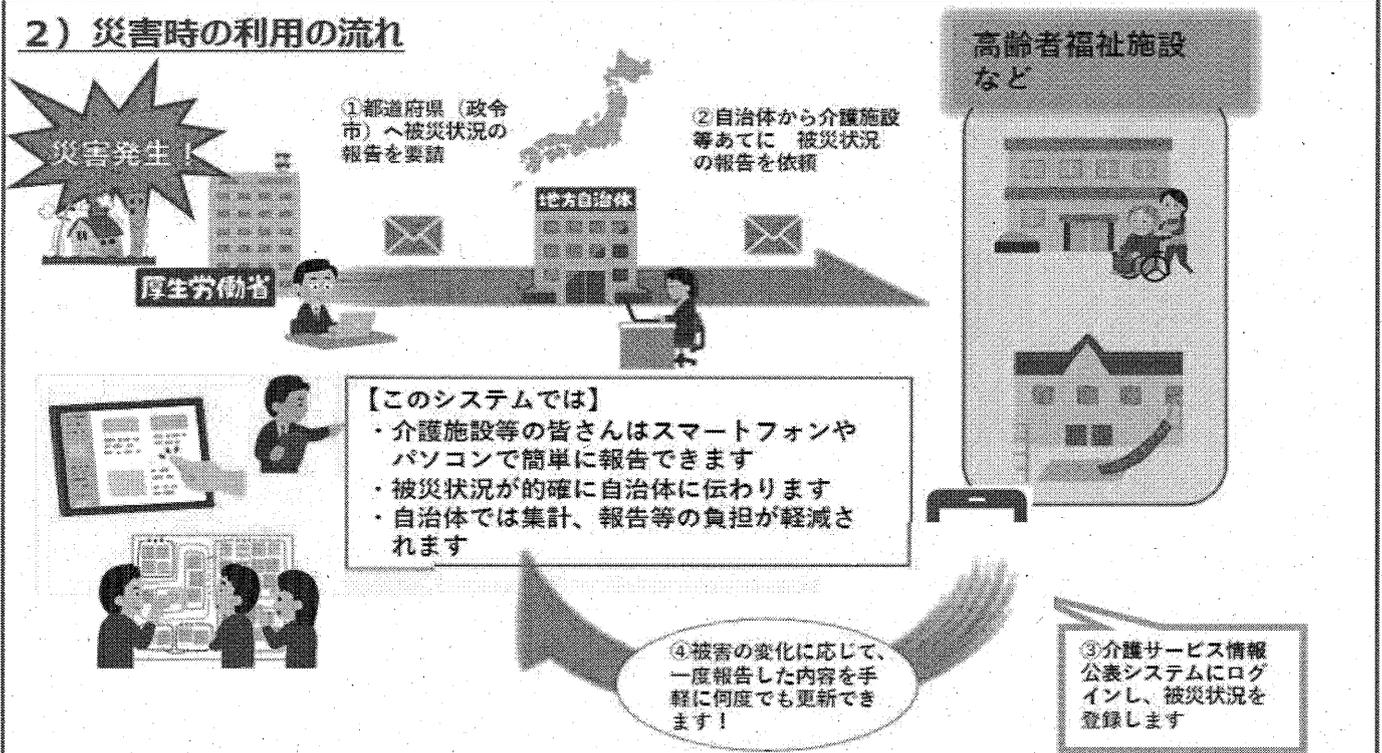
「災害時情報共有システム」について 登録情報の更新・追加をお願いします！

1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、介護施設・事業所等（以下、「介護施設など」という）の被災状況を介護施設等と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、介護施設等のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、介護施設等の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、介護施設等から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



3) 登録情報確認方法

1. 災害時情報共有システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/27/>) にログインする。ID・PWは、従前通り情報公表システムにログインするものと同じです。システム入力方法が不明な場合は、介護サービス情報公表センター（電話06-6762-9476）までお問い合わせください。
2. 基本情報欄に、法人名称など必要項目を入力し、運営情報欄及び緊急連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス）が入力されているかを確認する。未入力や古い情報の場合は、適宜修正を行ってください。
3. 登録内容を確認し、未入力箇所を登録し確定する。

※災害発生時の被災情報につきましては、情報の公表と同じく事業所ごとに入力いただく必要があります。入所施設に併設の短期入所生活介護事業所や同一建物にある通所介護事業所であってもそれぞれに入力してください。

大阪府内に事業所等を有する

介護サービス事業者、開発企業のみなさま

大阪府介護生産性向上支援センター

相談窓口



介護現場の業務改善、効率化を進め、働きやすい職場づくりを支援します！

こんなお悩みはありませんか？

- ・介護現場の生産性向上って何からやればいいのか？
- ・介護ロボット・ICTってどんなもの？どんな場面で役に立つの？
- ・業務や書類が多いが、効率化できないか？
- ・人材確保に関する支援内容、相談先を知りたい

相談窓口では、介護現場の課題解決に向けてサポートします。

● 開設時間：10:00～17:00

※休館日：月曜日・年末年始

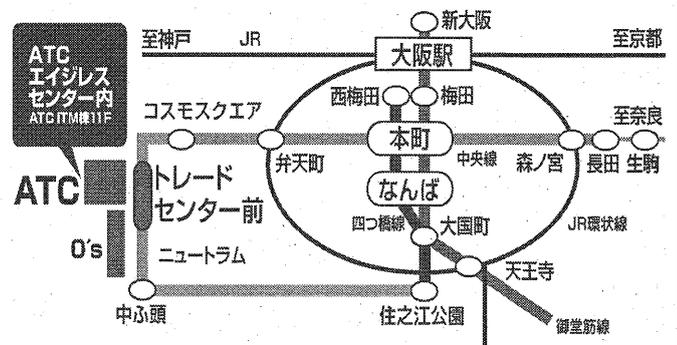
※相談員への相談を希望される場合は事前にご連絡ください。

お問い合わせ / Tel: 06-6615-5201

Mail: seisan@ageless.gr.jp

詳しくはWEBサイトを
ご覧ください。

<https://www.ageless.gr.jp/seisan>



大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟11F
地下鉄ニュートラム「トレードセンター前」駅直結

大阪府介護生産性向上支援センター

運営委託先：大阪府介護生産性向上総合相談センター事業共同企業体

(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 / アジア太平洋トレードセンター株式会社)

☑ 相談

介護テクノロジーや介護現場の生産性向上の方法に関する介護現場からの相談に対応します。介護ロボット・ICTの製品情報や導入事例、業務改善方法の紹介等を行います。

※来場が難しい場合は、オンライン(電話・メール・WEB会議)での相談も可能です。



☑ 介護ロボットの試用貸出

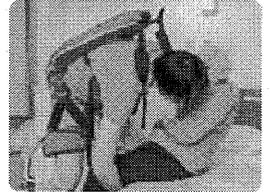
移乗支援

排せつ支援

見守り・コミュニケーション

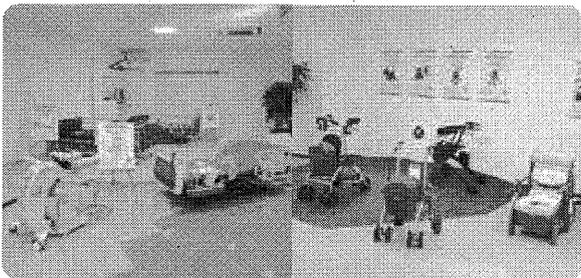
★貸出可能介護ロボット一覧表を、WEBサイトに掲載中
介護ロボットを試しに使用してみたいという介護事業所等に対し、試用貸出を行うための開発企業への取り次ぎを行います。

※貸出料は無料ですが、送料等の実費負担が発生する場合があります。
※貸出期間や台数、実費、保険加入などは企業との相談になります。
※取り次ぎは2025年2月末までを予定しています。



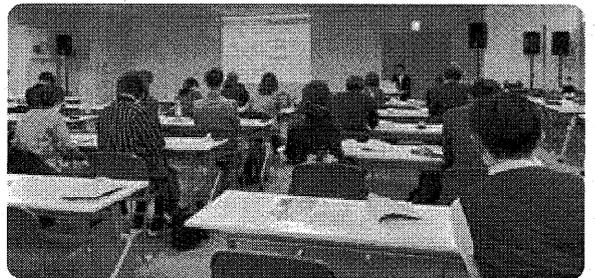
☑ 体験展示

★体験展示介護ロボット一覧表を、WEBサイトに掲載中
介護ロボットに触れ、体験することが出来る展示スペースです。お気軽にご見学ください。



☑ セミナー

介護ロボット等の有効活用を促進するためのセミナーを実施しています。雇用環境改善や人材確保を目的とした介護ロボット・ICT機器(介護ソフト、タブレット端末等)の導入に向けて、導入前の準備と活用ステップ、大阪府介護ロボット・ICT導入補助金の説明等を行います。



☑ 伴走支援プログラム



介護ロボット・ICTの導入、活用をはじめとした介護現場の生産性向上の取組みを支援するため、業務改善活動の一連の手順を研修会(年5回)等を通じて、伴走的に支援します。(対象:最大20事業所)
※詳細は別途ホームページ等で案内します。

〈業務改善活動の手順〉



☑ 開発企業からの相談も受付中

開発企業からの相談については、伴走支援の下に取次を行います。(オンラインでの相談も可)

介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき介護職員による喀痰吸引等（喀痰吸引や経管栄養）を実施する場合には、利用者の安全のため、次の点に注意し、適切に実施してください。

1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

- ◎喀痰吸引等行為を実施する場合は、事業者登録が必要です
- ◎社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件に従って実施する必要があります

（注）事業者登録申請日当日の喀痰吸引等は原則実施できません。必要な体制、書類等を準備し、余裕をもって申請してください。

※登録喀痰吸引等事業者・・・介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者で、介護福祉士に対する実地研修が実施できる事業者

※登録特定行為事業者・・・認定特定行為業務従事者（「認定証」を持った介護職員）が特定行為（喀痰吸引等）を行う事業者

2 喀痰吸引等を実施できる介護職員

- ◎登録研修機関等において一定の研修を受け、都道府県による認定を受けた職員
- ◎公益財団法人社会福祉振興・試験センターで喀痰吸引等行為の登録を行った介護福祉士

（注）特別養護老人ホーム等における経過措置による認定者は胃ろうによる経管栄養の接続、注入はできません。

喀痰吸引等（特定行為）の実施に当たっては、適切な業務運営がなされるよう、定期的（年1回以上）に自主点検を行い、その結果の保存をお願いします。詳しくは大阪府のホームページを御覧ください。

【高齢介護室 喀痰吸引等業務登録申請についてのお知らせ】

http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/tankyuin_futokutei/

《相談・受付窓口（高齢者福祉サービスに関するもの）》

大阪府福祉部高齢介護室施設指導グループ 喀痰吸引等事業担当

☎06-6941-0351 内線 4495

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

1

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

「平成26年3月障害保健福祉関係主管課長会議」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものとして認められるもの(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

2



介護の現場で働くあなたに知ってほしい

高齢者虐待



介護サービス従事者等による高齢者虐待について

高齢者虐待防止法（以下、「法」という。）では、高齢者を介護している介護者（家族など）による虐待だけでなく、福祉・介護サービス業務の従事者等（以下、「介護サービス従事者」という。）による虐待の防止についても規定しています。（法第三条）
虐待につながるような不適切なケアが生じないよう、介護サービス従事者一人ひとりが介護について正しい知識・技術を身につけるとともに、職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みを進めましょう。

介護サービス従事者等とは

介護保険法や老人福祉法で規定されている施設や事業者の業務に従事している者を称します。

入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・特別介護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ※ など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・看護老人ホーム
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護（デイサービス） ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション ・小規模多機能型居宅介護 など 	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問看護 ・訪問入浴 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション ・小規模多機能型居宅介護 ・居宅療養管理指導 など

※有料老人ホームに該当するもの

直接介護・看護に携わる職員はもちろん、上記の職場で働くすべての方（経営者・管理者・事務員・ケアマネジャーなど）が対象となります。

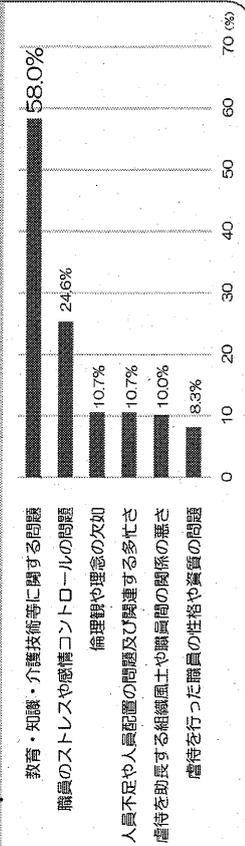
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課

なぜ、高齢者虐待が起こるのか

高齢者虐待は、さまざまな発生要因があります。『平成30年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（全国）』(図)によると、発生要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、次いで「職員のスプレッドや感情コントロールの問題」が多くなっています。

高齢者虐待を防ぐためには、介護サービス従事者が介護に関する正しい知識・技術を身につけたり、「虐待」や「不適切なケア」がないかなどを職場全体で話し合っていくことが大切です。

(図) 介護サービス従事者による高齢者虐待発生要因（平成30年度）厚生労働省



高齢者虐待を知ろう

以下の行為は、高齢者虐待の具体例です。

身体的虐待

- 暴力行為（蹴る・つねる・叩いてくる利用者や叩きかえす・介護を行う際に罵言を浴びせられ、カッターや刃物、ヘッドから落とす・身体を引きずり移動させるなど）
- 医療的に必要のない投薬によって動きを制限する
- 食事の際、利用者が拒否しているのに職員が都合で無理やり食べさせる
- 身体拘束（※詳しくは後述）

放棄・放置

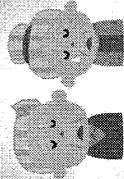
- 必要な福祉や医療サービスを受けさせない（褥瘡や衰弱があるのに受診させないなど）
- 職員の都合で電源を抜く、手の届かないところに置く、使用させない
- 他の職員が虐待行為をしていても知らないふりをする

心理的虐待

- 威嚇、侮辱的な発言や態度をとる（舌打ち・ため息・不快な声で罵詈雑言するなど）
- 子ども扱いや人格を貶めるような扱いをする（名前に「ちゃん」付けをする・顔や手にマシックで落書きをするなど）
- 職員の都合を優先し、利用者の意思や状態を無視して介護をする（必要がないのにオムツを着用させるなど）
- 行事や集会に参加させない、無視する

性的虐待

- 必要なく身体に触る、キスをし、性的行為をする
- 性的な話を強要する、聞かせる
- 排泄や着替えの際に下着姿のままにしておく
- 裸や下着姿を撮影する、その写真を他の職員に見せる



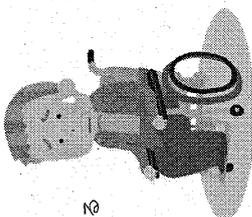
経済的虐待

- 利用者の同意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分する
- 金銭や物品を盗む、一時的に借用する
- 利用者から預かった金銭で職員のものを買う

身体拘束について

身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体的虐待にあたります。

身体拘束の具体例



- 転落しないよう、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 脱衣やおむつはすしを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることができないう居室等に隔離する
- 「動かないで！」「立たないで！」「黙って！」といったスピーチロック（言葉による拘束）によって言動を制限する

緊急やむを得ない場合とは？

緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件を全て満たす場合になります。

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3要件に加え、以下の措置を講じる必要があります。

- ・個人ではなく職場全体で判断する
- ・時間や本人の状況、緊急やむを得ない理由を記録する
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める
- ・観察と再検討を定期的に行い、再評価する（⇒必要がなくなれば、速やかに解除する）
- ・身体拘束などの適正化のための研修を定期的実施するなど

虐待を見つけたら

高齢者虐待を見つけたときは、速やかに市町村に通報・相談しましょう。（地域包括支援センターでも相談・通報は受け付けています）

介護サービス従事者は、自分の働いている職場で高齢者虐待を発見した場合、生命身体への重大な危険があるか否かに関わらず、市町村への通報義務があります。（法第21条第1項）
介護サービス従事者は高齢者介護の専門職であり、高齢者への虐待は決して許されません。あなたの行動で救われる高齢者がいます。勇気をだして通報・相談してください。

あなたの通報・相談先は

通報・相談先がわからないときは

大阪府 高齢者虐待

検索

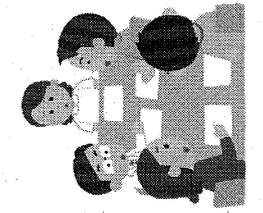
通報等による不利益取り扱いの禁止

- 通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。（法第21条第6項）
- 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。（法第21条第7項）

高齢者虐待をなくす「取り組み」チェックシート

定期的に自己点検を行います。また、チェックが入らないところがあれば、職場で話し合います。

スタッフ用



1. 施設・事業所内外の研修
 - 施設内で勉強会や研修会に出席し、知識や技術を学んでいる
 - 他の施設の見学や、外部の研修を受けている
2. チームアップローチ
 - 職場で困ったことがあったとき、相談できる環境がある
 - 利用者に合った支援方法を話し合い、情報共有ができています
3. ケアの質・知識
 - どのようなことが高齢者虐待や身体拘束にあたるのかを知っている
 - 認知症のケアの方法を学び、実践している
 - 虐待を発見した場合の通報・相談先を知っている

経営者・管理者用

1. 施設・事業所内外の研修
 - 施設内で勉強会や研修会など、職員が知識や技術を学ぶ機会をつくっている
 - 職員が他の施設の見学や、外部研修に行く機会をつくっている
2. チームアップローチ
 - 組織として、ヒヤリハットの検討・共有をしている
 - 職員間で報告や相談の方法を決めている
 - 虐待防止や身体拘束防止について話し合う機会をもっている
 - ケアに関する相談しやすい環境・体制ができています
3. 職員の負担・ストレス
 - 職員一人ひとりの業務内容を把握している
 - 職員の意見を聞く機会を組織としてつづけている
 - 職員の負担やストレスに気づけるよう、定期的に現場を訪れて職員とコミュニケーションをとっている
4. 苦情処理に関する委員会等の設置・運営
 - 利用者、家族、外部の人（ボランティア、介護相談員、第三者委員など）の意見を聞く機会をもっている
 - 苦情に対応する体制（利用者家族との運営懇談会、意見箱など）を整備し、周知している

高齢者虐待の防止に向けた取り組みは、経営者・管理者の責務です

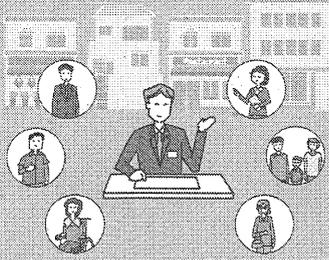
法第20条では、少なくとも以下の2つは行うべきこととして明記されています。

- ① 介護サービス従事者への研修を実施し、知識や技術を習得する機会を設けること
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること

高齢者虐待を未然にまたは再発を防ぐには、介護サービス従事者が介護ケアの質を向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。介護サービス従事者のひとりとして、また職場全体として高齢者虐待をなくす取り組みを実践していきましょう。

困ったときは...

☆「不当な差別的取扱い」をしないようにするにはどうすればよいか、「合理的配慮の提供」を求められたが、どのように対応すればよいか分からない...など、障害者差別解消法に関し困りごとがあれば、まずは地域の身近な相談窓口にご相談ください。



☆このリーフレットをダウンロードしたい方はこちら

障害者差別解消法が変わります！（リーフレット）
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

※このリーフレットの文章やイラストについては、出典を明記したければ引用や二次利用を含め、自由にご利用いただけます。



☆このリーフレットで紹介した例や、ケースごとの考え方など

詳しく知りたい方はこちら
 不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に関するケーススタディ集
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>



☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/>



自治体の相談窓口



大阪府福祉部障がい福祉室
 障がい福祉企画課
 広域支援相談員
大阪府
 住所：〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目
 電話：06-6944-0721
 ファックス：06-6942-7215
 メール：
sabekai-soudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
 ホームページ：
https://www.pref.osaka.lg.jp/okoku/suishin/syosai/sabekai_yosutan.html



内閣府政策統括官（政策調整担当）付
内閣府 障害者施策担当
 住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
 中央合同庁舎8号館
 電話：03-5253-2111
 ファックス：03-3561-0902
 ホームページ：
<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者差別解消法が変わります！



令和6年4月1日から 合理的配慮の 提供が義務化 されます！※

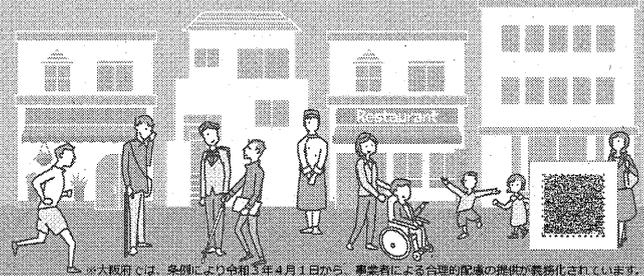
令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
 障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

目次

- ・表紙 1
- ・共生社会の実現に向けて 2
- ・合理的配慮の提供とは 4
- ・「合理的配慮」には対応が重要です！ 6
- ・不当な差別的取扱いとは 8
- ・障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト 10
- ・困ったときは 12



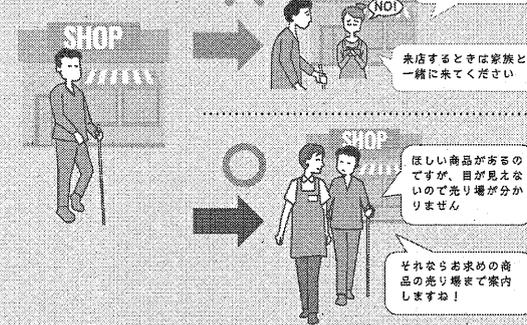
※大阪府では、発効より令和3年4月1日から、事業者による合理的配慮の提供が義務化されています。

共生社会の実現に向けて

～障害者差別解消法とは～

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を定めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- 令和3年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
- 改正障害者差別解消法は令和6年4月1日に施行されます。このリーフレットが障害のある人への差別を解消するための取組を進める一助となれば幸いです。

例えば障害のある人が来店したときに...



不当な差別的取扱い

禁止

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けられない条件を付けることなどは禁止されています。

☆「不当な差別的取扱い」については8ページを参照

合理的配慮の提供

令和6年4月1日から事業者の義務

- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応策を検討することが重要です。

☆「合理的配慮の提供」については4ページを参照

【留意事項】

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。

事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ建設した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます！

障害者差別解消法の対象



【障害者】

- 本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。
- 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他心や体のほたらきに障害（難病等）に起因する障害も含まれます。がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障害のあることでも含まれます）。

【事業者】

- 本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。
- 個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【分野】

- 教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。

※雇用、就業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の定めるところによります。



合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動を制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
 - 行政機関等と事業者が、
 - その事務・事業を行うに当たり、
 - 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
 - その実施に伴う負担が過度でないときに
 - 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応策を検討していくことが重要です（建設的対話を一時的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。
- ※「意思の表明」には、障害特性等により本人の意思表明が困難な場合に、障害者の家族や介護者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。
- ※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

合理的配慮の具体例

合理的配慮の内容は個別の事情に応じて異なるものになります。以下のような事例を参考にしながら、必要に応じて対応策を検討してください。

物理的環境への配慮 (例： 段差不自由)

【障害のある人からの申出】
飲食店で取っ手付きの椅子を希望したい。

【申出への対応（合理的配慮の提供）】
椅子に取っ手付きの椅子を付けた、車椅子のまま座席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮 (例： 読字困難)

【障害のある人からの申出】
難読のため難読によるコミュニケーションを希望したが、読字でも読むため難読パンフレットや小さな文字では読みづらい。

【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を用いて難読を行った。

ルール・儀礼の柔軟な変更 (例： 学童保育)

【障害のある人からの申出】
文の読み書きは得意だが、絵を最後まで書き出すことができない。

【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き出す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。

「合理的配慮」の留意事項

- 「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。
 - 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - 障害者でない者との比較において同等の機会を提供を受けるためのものであること
 - 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと
- ☆例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。
 - 飲食店において食事介助を求められた場合に、その飲食店は食事介助を事業の一環として行っていないことから、介助を断ること。
 - (必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
 - 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続きを行うことが難しいことを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、対応を断ること。
 - (障害者でない者との比較において同等の機会を提供を受けるためのものであることの観点)
- ※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

過度な負担の判断

- 「過度な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。**
 - 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - 費用・負担の程度
 - 事務・事業規模
 - 財政・財務状況
- ☆例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。
 - 小売店において、混雑時に視覚障害のある人から店員に対し、店内を歩き添って買い物補助するよう求められた場合に、混雑時のため対応が難しいと判断し、店員が買い物リストを書き留めて商品を提供することを提案すること。（過度な負担（人的・体制上の制約）の観点）
- ※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

- 【断りありません】
 - 合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。
- 【特別扱いできません】
 - 合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。
- 【もし何があったら…】
 - 偶然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。
- 【〇〇障害のある人は…】
 - 同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。

「合理的配慮」には対話が重要です！

- 合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と呼びます。
- 障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

建設的対話の具体例①

**事業者
(習い事教室)**

うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音室にしてもらうことはできますか？

防音室の設置は、工事が必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるように、他に、飛行機の音を聞こえないように、どのような対応をされているのですか？

防音室をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるように、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をされているのですか？

家ではイヤーマフを着用することがありますが、習い事は音源が遠くを飛ばすので着用しても効果がありません。着用の際には手振りが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用や手振りをサポートします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。このままイヤーマフを持っていかせ、先生がサポートしてくれるから、と習っています。

**障害のある人
(発達障害)**

習い事（飛行機）

習い事（飛行機）

習い事（飛行機）

習い事（飛行機）

習い事（飛行機）

本ケースにおける建設的対話のポイント

- 合理的配慮は、障害のある人にとっての社会的なバリアを除去することが目的ですので、ある方法について実施することが困難な場合であっても、別の方法で社会的なバリアを取り除くことができず、実現可能な対応策を障害のある人と事業者等が一緒になって考えていくことが重要です。
- このためには、例えば、普段本人が行っている対策や、事業者が今ある設備で活用できるものなど、情報を共有し、双方が互いの状況の理解に努め、柔軟に対応策を検討することが重要です。

建設的対話の具体例②

**事業者
(ライブハウス)**

こちらのライブハウスで開催されるコンサートの通常席チケットを1枚お預かりします。当日は車椅子で参加予定です。

以前、通常席での参加者と車椅子の方がぶつかってケガをさせていただきました。また事故が起きないか心配です。

車椅子での参加ですが、このアーティストのコンサートの通常席は立見席のみで、通常席エリアを自由に動き回ったり、気分が盛り上がる参加者が大勢いらっしゃいます。このため、パランスを崩した参加者が車椅子利用者の方に倒れこんでケガをさせるおそれがあります。危険は高くなりますが、特別席なら他の参加者とぶつかる心配もありませんし、通常席にはない特典もありますがいかがでしょうか。

特別席のチケットは値段が高いので購入が難しいです。車椅子でも通常席に参加できるような手段はないでしょうか。通常席での参加ができるなら、他の立見席の参加者のように通常席エリアでおうちこ自由に動かせなくても構いません。

障害者差別解消法に基づけば、過半数で一律に判断せず、個別の必要に応じて対応を検討する必要があります。今回の車椅子利用者の方のお話を踏まえ、何か工夫できることはあるでしょうか。

それでは、例えば通常席のエリア内を一部区切って車椅子用スペースを設けることとし、そのスペースでコンサートを観望していただくというのはいかがでしょうか。他の参加者にもお声がけをして、車椅子用スペースにご配慮いただけるように伝えます。

この方法ですと、通常席エリア内でおうちこ移動することは難しくなりますが、他の参加者とぶつかる可能性を低くするため、安全性を確保した上で、通常席に参加してもらえそうです。

車椅子用スペースでの観賞でも大丈夫です。通常席で観賞できるように安心しました。

承知いたしました。それではコンサート当日は車椅子用スペースを用意しておきます。ご来場、お待ちしております。

**障害のある人
(車椅子利用者)**

車椅子利用者

車椅子利用者

車椅子利用者

車椅子利用者

本ケースにおける建設的対話のポイント

- 本ケースのように、過去例等を踏まえると当初は対応が困難に思われるような場合であっても、建設的対話を通じて個別の事情等を互いに共有すれば、事業者と障害のある人双方にとって納得できる形で社会的障壁の除去が可能となることもあります。このため、まずは障害のある人と事業者との対話を始めることが重要です。

不当な差別的取扱いとは

- 障害者差別解消法では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。
- 企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、例えば「障害がある」という理由だけで附・サービス、各種サービスの提供を拒否したり、それらを提供するに当たって場所・時間等を制限したりするなど、「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようしなければなりません。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等や事業者が、
 - ② その事業又は事業を行うに当たり、
 - ③ 障害を理由として、
 - ④ 障害者でない者と比較して、
 - ⑤ 不当な（正当な理由のない）差別的取扱いをすること
 等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。

不当な差別的取扱いの具体例



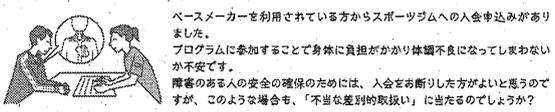
正当な理由がある場合

- 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が
 - ① 客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、
 - ② その目的に照らしてやむを得ないと認められる場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。
 - 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事実ごとに、
 - ・ 障害者、事業者、第三者の権利利益
 - （例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）
 - ・ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持
 等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。
- ☆例えば次のような例は正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられます。
- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。（障害者本人の安全確保の観点）
- ※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。
- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人とその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。

「もし何かあったら…」は正当な理由になりません！ ～「正当な理由」は個別に判断しましょう～

- 「正当な理由がある場合」の判断は、個別のケースごとに行うことが重要です。
 - 「過去に同じようなことがあったから」「世間一般にはそう思われているから」といった理由で、一律に判断を行うことは、「正当な理由がある場合」には該当しません。個別の事実ごとに、具体的場面や状況に応じて、判断をすることが必要です。
 - また、そのためには、障害のある人に対し、個別の事情や、配慮が必要か等の確認を行うことが有効です。
- ※障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点から、合理的配慮の提供のために必要な範囲で、プライバシーに配慮しながら、障害のある人に障害の状況を確認することは、不当な差別的取扱いには該当しません。

例：ペースメーカー利用者者がスポーツジムの入会を希望している



ペースメーカーを利用されている方からスポーツジムへの入会申込みがありました。プログラムに参加することで身体に負担がかかり体調不良になってしまわないか不安です。障害のある人の安全の確保のために、入会をお断りした方がよいと思うのですが、このような場合も、「不当な差別的取扱い」に当たるとはでしょうか？

対応のポイント

- ペースメーカーを利用されている方について、一律に判断をせず、個別事情をよく聞いた上で判断することが大切です。
- この例では、「ペースメーカーを利用している方は全て、ジムで運動することで体調不良になる可能性が高い。したがって、一律ジムへの入会はお断りした方がよいのではないか」と判断しており、問題があります。
- 例えば、「普段はどのような運動をしていますか」「主治医に参加可能なプログラムについてご相談いただけますか」などの対話を行って、利用者の健康状態や普段の運動への取組状況等を具体的に確認してみましよう。その上で、個別の事情を踏まえて、その方の安全確保上、制限が必要と判断された場合にのみ、必要な限度で、プログラムへの参加を制限するといった対応を行うことが必要です。

☆上記の例を始め、このリーフレットで紹介した例など、ケースごとの考え方など詳しく知りたいた方はこちらを参照ください。
不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に係るケーススタディ集
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>



障害のある人へ適切に対応するための チェックリスト

- 法令の内容と障害の特性等について理解しましょう
円滑なやり取りのためには、法令や障害に関する理解が重要です。主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認しておきましょう。

- 内閣府のポータルサイトでは、障害者差別解消法の概要や、障害者特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を紹介しています。

障害者の差別解消に向けた建設的ポータルサイト
<https://shougaisha-sabetaikaishou.go.jp>



- 障害のある人にとってのバリアとなる社内のルールやマニュアル、設備等がないか確認しましょう
主な障害特性や合理的配慮の具体例等について確認したら、障害のある人へのサービス提供等を客観的に制限してしまうようなルールがないか、社内マニュアル等を改めて見直ししておくことも重要です。また、障害のある人から申し出がある場合には、ルールを理由に一律お断りをするのではなく、その都度、柔軟に対応を検討しましょう。

- 合理的配慮が提供しやすくなるよう、施設や設備の見直しを行うことも有効です。
- マニュアルの見直しや研修の実施等のソフト面の対応や、施設のバリアフリー化等のハード面の対応といった、合理的配慮を的確に行うために、不特定多数の障害者を対象として行う事前改善推進のことを「環境の整備」といいます（「環境の整備」は努力義務）。
- 内閣府のポータルサイトでは「環境の整備」の事例についても紹介しています。

- 対話による相互理解と、共に解決策を検討することの大切さを理解しましょう
障害のある人の障害特性や個別の状況によって、必要な対応は異なります。障害のある人と事業者が対話を通じてお互いに理解し合い、障害のある人にとって社会的なバリアを除去するための対応策を共に検討していくことの重要性を、皆で共有しましょう。

- 社内で相談対応ができるよう備えましょう
障害のある人等から相談を受けたときに対応する相談窓口を事前に決めておき、組織的な対応ができるようにしましょう。相談窓口は、既存の顧客相談窓口や、担当者でも構いません。



事業者向けガイドライン（対応指針）について

- 事業者を所管する国の行政機関は、事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を定めることとされています。事業者は「対応指針」を参考に、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。
- 事業者が法令に反する行為を繰り返したり、自主的な改善を期待することが困難な場合等には、国の行政機関に報告を求められたり、助言、指導等を受ける場合があります。
- 事業者の事業を所管する国の行政機関の作成した「対応指針」については、下記のサイトに掲載しています。合理的配慮の具体例や業種ごとの留意事項等を確認する際には「対応指針」もあわせて参照しましょう。

- ⇒ 内閣府 HP（関係府省庁所管事務分野における対応指針）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taishishin.html>
- ⇒ 相談窓口一覧
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pd/soudan/taiou_shishin.pdf

コラム：障害の「社会モデル」とは

- このリーフレットでは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限（バリア）を取り除くために取り組むべきことについて紹介してきました。
- 共生社会を実現するために、障害のある人が直面するバリアを取り除いていくという考え方は、障害者権利条約の基本理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。
- 障害の「社会モデル」とは、障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障害のある人が自身の心身のほたはらさる障害のみが原因ではなく、社会の側にも様々な障壁（バリア）があることによって生じるもの、という考え方です。

※障害の「社会モデル」に対し、障害は個人の身体にたはらさる障害によるものであるという考え方を「医学モデル」といいます。

【社会モデルの考え方】

- 階段しかないので、2階には上がれない
▶「障害」がある

車椅子の方は、何とも変わっていない変わったのは、あくまでも偏曲の環境

- 「社会モデル」の考え方に基けば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることとなります

- エレベーターがあれば、2階に上れる
▶「障害」がなくなった！

＜社会的障壁（バリア）の例＞

① 社会における事物	進行、利用しにくい施設、設備など
② 制度	利用しにくい制度など
③ 慣行	障害のある方の存在を容認していない慣習、文化など
④ 観念	障害のある方への偏見など

- 障害のある人もない人も分けず活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方に基き、障害のある人の活動や社会への参加を制限してはいない様々な障壁（バリア）を取り除くことが重要です！



安全運転管理者制度についてご存じですか

安全運転管理者制度とは

事業者が主体的に交通安全の確保を図るための制度で、自動車の使用者（事業主など）は、台数に応じて必要な安全運転管理者等を選任し、15日以内に届出しなければならない義務があります。（道路交通法第74条の3第1項、第5項）

	安全運転管理者の選任数		副安全運転管理者の選任数	
自動車の使用台数	乗車定員11人以上の 自動車の場合は1台 その他の自動車の場合は5台 ※大型自動二輪車、普通自動二輪 車はそれぞれ0.5台計算	1人	20台以上40台未満	1人以上
			40台以上60台未満	2人以上
			60台以上80台未満	3人以上
			80台以上100台未満	4人以上
			以降、20台毎に1人を加算する	

同じ法人であっても、部署の所在地ごとに、別の事業所として選任・届出が必要です。また、同じ所在地にある部署であっても、使用者（事業主など）ごとに、別の事業所として選任・届出が必要です。

安全運転管理者等を選任しなかった場合、選任義務違反として罰則（50万円以下の罰金）があり、法人等に対しても罰則（50万円以下の罰金）があります。

安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、事業所の運転者に対し、安全運転に必要な次の業務を行わなければなりません。また使用者（事業主など）は、安全運転管理者に、必要な権限を与えなければなりません。

- 運転者の適性などの把握
- 運行計画の作成
- 交替運転者の配置
- 異常気象時の措置
- 点呼と日常点検
- 運転前後の酒気帯びの有無の確認
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録と記録の保存（1年間）
- 運転日誌の備え付け
- 安全運転指導

※道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により、令和5年12月1日からアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行うこと及びアルコール検知器を常に有効に保持することを適用することとされた。

安全運転管理者等講習

使用者（事業主など）は、安全運転管理者等に、法定講習（6時間）を毎年受講させる義務があります。（道路交通法第74条の3第9項）

※講習は「公安委員会に届出をしている安全運転管理者」のみが受講できるものです。届出警察署が指定する講習日の約1か月前に講習通知書が送付されます。指定講習日に受講できない場合は、届出警察署交通課交通総務係へご相談ください。

講習手数料は、講習通知書とともに送付される納付用紙で、あらかじめ指定金融機関での払い込みが必要です。

■ 届出・問合せ先

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課

または大阪府警察本部交通総務課（06-6943-1234）

平日（休日を除く月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後5時45分まで

STOP!

ながらスマホ



- 画面に注意が集中して視野が狭くなることで、周囲の状況や危険に気づくことが遅れてしまいます。
- 人混みで人にぶつかったり、車両等にはねられたりすることで、けがや損害賠償につながる恐れがあります。
- 警戒心が薄れてしまうことで、「ひったくり」や「不審者」に狙われやすくなります。

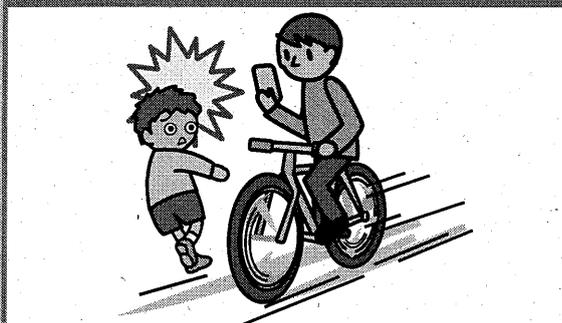
あなたは、スマートフォンを操作しながら歩いたり、車両を運転していませんか？
スマートフォンは、必ず安全な場所で止まってから操作をしましょう。



あ！あぶない

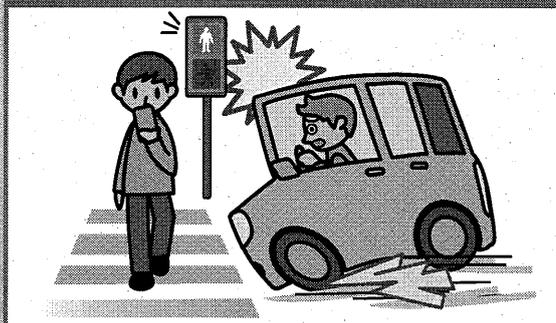
こんなながら使用を
していませんか？

自転車を運転しながら



自転車運転中、スマートフォン等を手で持って通話したり、画面を注視すると、道路交通法（大阪府道路交通規則）により「5万円以下の罰金」となります。

横断歩道を渡りながら



スマートフォンの画面を凝視することにより、視界が極端に狭くなると言われており、歩きながらのスマートフォンは非常に危険です。

駅のホームを歩きながら



スマートフォンの画面を見ながらの歩行中にホームから転落し、走行中の電車にはねられて死亡する事故が発生しています。また、歩行中のながら行為は周囲にも同様の危険を及ぼします。

自動車を運転しながら



自動車運転中、スマートフォン等を手で持って通話したり、画面を注視すると、道路交通法により「6か月以下の懲役、または10万円以下の罰金」となります。



STOP!
ながらスマホ



高事第1080号
令和6年4月9日

介護サービス事業者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添いについて（通知）

日頃から本府高齢福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

先般の介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添い等についてのアンケートにご協力いただきありがとうございました。

アンケートの結果、多くの介護サービス事業所等において、利用者の救急搬送が必要となった場合に、病院や救急隊員からの要請を受けて、職員が付き添いを行っていることがわかりました。

事業所等においては、利用者が適切に医療処置を受けることができるように対応する必要があると認識され緊急搬送時に付き添いいただいておりますが、一方で、事業所等の人員体制等によっては、必ずしも付き添いできない場合があることも想定されます。

そのため、先般、府健康医療部から、改めて救急搬送先となる医療機関に対して、救急搬送時に付き添いを求める際には、事業所等の実情を踏まえて過度な負担を求めることがないよう配慮を求めたところでございますのでご承知おきください。

また、医療機関が付き添いを求める理由には、利用者の既往歴等の情報把握があることから、予め、事業所等が利用者の既往歴等をまとめておき、救急隊員に情報提供することでスムーズな対応が可能となる事例もありますので、事業所等においては、利用者の体調急変に備え、日頃より、利用者の既往歴等を把握いただき、別紙をご参考にまとめておいてくださいますようお願いいたします。

なお、同様の内容で既にまとめている場合は、改めて別紙を作成していただく必要はございませんことを申し添えます。

【問合せ先】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
居宅グループ
電話：06-6944-7099（直通）

参考様式

※この様式は参考様式です。
追加等は自由です。

記入日： 年 月 日
情報提供日： 年 月 日

情報共有シート

氏名	性別 男・女	生年月日	年 月 日
	血液型	M・T・S	
住所	電話		
入所日 (サービス利用開始日) 年 月 日			
《家族構成・家族関係》			
緊急連絡先① 氏名 電話	続柄	緊急連絡先② 氏名 電話	続柄
《生活歴》			
《職歴》			
《病歴》			
《かかりつけ医》			
病院名： ※おおよそ1年以内に受診歴のある病院			
住所：			
電話番号：			
《自己負担割合》 3割・2割・1割・生活保護受給者			

アセスメントシート

1. 基本情報	
①障がい高齢者の日常生活自立度	
②認知症高齢者の日常生活自立度	
③身体障がい者障がい程度等級	
④介護認定	
2. 既往歴・現病歴	
現状	留意点等 (主治医等からの指示等)
3. 病気・障がい・服薬	
現状	留意点等 (主治医等からの指示等)
①現在の病気：	
②内服薬等：	
③病気の状況や障がいの状況 (まひや拘縮等)：	
④医療的処置・通院：	
⑤感染症 (有・無) 内容：	
⑥食物・薬物アレルギー (有・無) 内容：	
⑦リハビリテーション：	

4. 終末期の希望	【家族等の確認】
<p>【本人の希望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ救命、延命をしてほしい <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>わからない ・ 苦痛をやわらげる処置なら希望する <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>わからない ・ なるべく自然な状態で見守ってほしい <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>わからない ・ 心肺蘇生を望む <input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>わからない ・ 最期を過ごしたい場所 <input type="checkbox"/>病院 <input type="checkbox"/>入居施設 <input type="checkbox"/>その他 () ・ その他の希望 () 	<p>【家族等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無